

# お知らせ



## 固定資産税の縦覧・閲覧

市では、土地、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行いますので、期間中にご覧ください。

なお、固定資産課税台帳は、縦覧期間外でも閲覧できます。

### 【土地、家屋価格等縦覧帳簿】

● 縦覧期間 4月1日(月)～5月7日(火) 午前8時30分～午後5時15分

※ 土・日曜日、祝日を除く  
● 縦覧場所 資産税係⑩番窓口

● 縦覧可能者 市内に所在する土地または家屋の固定資産税納税者もしくはその代理人

● 料金 無料  
● 持ち物 本人確認ができるもの、代理人は委任状

※ 縦覧帳簿は複写(コピー)できません

### 【固定資産課税台帳】

● 閲覧期間 通年 午前8時30分～午後5時15分

※ 土・日曜日、祝日を除く

● 閲覧場所 資産税係⑩番窓口

● 閲覧可能者 市内に所在する土地または家屋の所有者もしくはその代理人や借地・借家人など

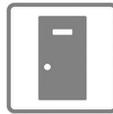
● 料金 1回につき300円

※ 4月1日から5月7日は無料

● 持ち物 本人確認ができるもの、代理人は委任状、借地・借家人は賃貸借契約書

● 詳細 資産税係⑩2121

# 募集



## 子ども・子育て会議委員の公募

市では、子ども・子育て支援を総合的に推進する第2期の「砂川市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保護者などの意見を反映する子ども・子育て会議の委員を公募します。

● 主な要件 市内に居住する20歳以上の方で、子育ての経験のある方または子ども

・子育て支援事業に従事した経験のある方

● 公募人員 2人

● 申込方法 応募用紙に必要な事項を記入し、4月15日(月)までに、子育て支援係へ

※ 応募用紙は子育て支援係

および子育て支援センターに設置のほか、市ホームページからダウンロードできます

● 詳細 子育て支援係④2121

## 道営住宅入居者募集

● 募集戸数

【すずらん団地】

11戸 一般世帯向け

【三砂団地】

1戸 一般世帯向け

● 申込・受付 4月18日(木)、19日(金) 午前9時30分～午後6時30分、4月20日(土) 午前9時30分～午後5時

地域交流センターゆうこ小研修室

※ すずらん団地は、今回募集以降も随時、入居申込を受け付けます。応募の際は、印鑑と世帯全員の収入を証明するもの(源泉徴収票など)を持参してください。

また、申込者または同居者で障がい者手帳をお持ちの方は、手帳を持参してください

● 抽選会 4月23日(火) 午前10時～ 地域交流センター

● 小研修室

● 入居予定 6月1日(土)

● 詳細 エムエムエスマンションマネージメントサービス(株)空知事業所③3071

# くらし



## 定例行政相談

国などの行政全般についての苦情や要望などの相談に行政相談委員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

● とき 4月12日(金) 午後3時～5時

● ところ 市役所市民相談室

● 相談料 無料

● 詳細 生活交通係④2121

# 水道

についての  
お問い合わせは...

## 中空知広域水道企業団

フリーアクセス  
(通話料金無料)

オイシイミズ

砂川営業所(砂川市役所1階)

080-080-01432

TEL 54-2121

TEL.53-3831 FAX.53-2126

料金の  
お支払いには、  
便利な口座振替を



## 屋根・外壁塗装のご用命はお任せください

小さな工事でもお気軽にお電話お待ちしております



## (株)加我塗装工業

晴見2条北8丁目3番7号 ☎52-3333

職業訓練指導員(塗装科) 1級塗装技能士の店

## 健康福祉



### 敬老助成券交付

市では、次の方を対象に敬老助成券を交付します。

- 対象 在宅で暮らしている昭和20年4月1日以前に生まれた方で、平成30年度市民税が非課税の方

● 助成券の種類(1つを選択)

- 敬老バス券、敬老入浴券、敬老ハイヤー券(砂川市予約型乗合タクシーにも使用できます)

※ 本人以外は使用できません

● 助成額 5,300円相当

● 持ち物 印鑑

※ やむを得ない理由により、代理人申請をする場合は、代理人の印鑑も必要です

● 申請受付 4月1日(月)より、

高齢者支援係⑦番窓口へ

● 詳細 高齢者支援係⑤②①

2 1

### 重度身体障害者(児)ハイヤー料金助成券交付

市では、4月1日より重度身体障害者(児)を対象に、平成31年度ハイヤー料金助成券を交付します。

- 対象 身体障害者手帳を交付されている方のうち、下肢・体幹・(脳原)移動・視覚障害が1・2級の方または内部障害が1級で「歩行困難」と記載されている方

※ これらの障害部位・等級

以外の方は該当になりません。また、複合障害で1・2級の手帳をお持ちの方は手帳表紙裏面の障害区分をご確認ください。手書きの手帳をお持ちの方は窓口へ提示しご確認ください

● 交付枚数 490円の助成券22枚(10月以降の申請者は11枚)

● 申請受付 社会福祉係⑧番

窓口へ

● 持ち物 身体障害者手帳、

印鑑

● 詳細 社会福祉係⑤②①②

1

## みまもりんご通信

市では、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにさまざまな事業を実施しています。

「支え合い活動」を紹介するリン!



### ○地域で高齢者を見守る・支える仕組み

市では、65歳以上の高齢者の住所・氏名・年齢・性別のほか、本人に同意を得た見守りに必要な情報(本人同意事項)を町内会等・民生委員・地域包括支援センター・市が共有し、地域で効果的かつ円滑に高齢者を見守り、支えるための取り組みを進めています。なお、本人同意事項の聞き取りのため、市や地域包括支援センターの職員が自宅を訪問する場合がありますので、皆さんのご協力をお願いします。また、市と協定を結ぶ事業所が業務中に高齢者の異変に気が付いたとき、市や地域包括支援センターに連絡することで、早期の問題発見や効果的な支援につなげる「**ささえあいねと**」事業も行っています。

- 詳細 高齢者支援係⑤②①②①

快適な居住空間の中、お食事や趣味の時間を楽しくお過ごしいただけます

入居者募集中



サービス付き高齢者向け住宅

「安心」に支えられた「自由」な暮らしをりんごの里グループが支えます

【お問い合わせ】

晴見3条北8丁目3番5号

☎ 52-3650

↓1人部屋12帖、2人部屋20帖



↑リビング

### 認知症を抱える家族の交流会

認知症の介護を経験してきた仲間同士が、悩みを受け止めながらアドバイスし合う交流会に参加してみませんか。

●とき 4月15日(月)、5月20日(月)、6月17日(月) いずれも午前10時～正午

●ところ ふれあいセンター

●詳細・申込 ひだまりの会 坂本 ☎3462へ

### 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等助成

市では、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴のお子さんに対し、言語の習得や健全な発達を支援するため、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。

●対象(すべて該当する方)

- ・砂川市に住民票がある18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ・補聴器の装用により、言語の習得などに一定の効果が期待できると医師に判断さ

れた方

- ・労働者災害補償保険法およびその他法令に基づく補聴器購入費助成を受けていない方
- ・助成の申請を行う月の属する年度(4月から6月にあつては前年度)分の地方税法に規定する市民税の所得割の額が46万円以上の世帯員がいない世帯に属する方
- 申請時に必要な書類(購入前に申請してください)
  - 申請書、医師意見書、補聴器の見積書、印鑑
- ※ 申請書および医師意見書は、社会福祉係⑧番窓口にてお渡しします
- 助成額 補聴器の購入・修理費用(見積額または基準額のどちらか少ない額)の3分の2を助成
- 詳細 社会福祉係 ☎2121



### 市民健康・栄養相談

健康・栄養相談のほか、血圧・血糖値などの測定や健診結果の相談にも応じます。また、乳幼児の計測や発達・栄養・育児などの相談も行っています。

●とき 4月1日(月) 午後1時～3時

●ところ ふれあいセンター

●詳細・申込 ふれあいセンター ☎2000へ

### 後期高齢者健康診査

5月の健診を次のとおり行います。なお、すでに生活習慣病で治療を受けている方は主治医と相談のうえ、申し込みください。

●とき 5月7日(火)～10日(金)

●ところ 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院

●対象 後期高齢者医療保険加入者

●料金 400円

●詳細・申込 4月1日(月)～10日(水)までに、ふれあいセンター ☎2000へ

## 一時保育の利用児童募集

ひまわり保育園では、お子さんを保育園に入園させていない家庭で、一時的に預けたい場合に利用できる一時保育を実施しています。

- ❖対象 次のいずれかの要件を満たす1歳～就学前までの児童の保護者
  - 週3日以内のパートなど、限られた勤務の方
  - 病気、出産、介護などの理由で、一時的に家庭で保育できない方
  - リフレッシュのため、一時的に保育園へ預けたい方
- ❖保育時間 午前8時30分～午後5時
- ❖定員 1日10人まで ※ 1歳児は1日2人まで
- ❖保育料(日額)



利用を希望される方は、お子さんと一緒に面接を行いますので、事前に申し込みください。緊急時の利用でも事前の申し込みが必要です。

	4時間以上	4時間未満
1・2歳児	2,700円	1,400円
3歳児以上	1,600円	800円

【詳細・申込】ひまわり保育園 ☎4555へ

## 子育て



### 1歳児パクパク広場

- とき 4月1日(月) 午前10時～(受付9時45分まで)
- ところ ふれあいセンター
- 対象 平成30年3月生まれ
- 内容 育児交流会、身体計測、個別相談、歯科相談、栄養相談(試食あり)
- 持ち物 母子手帳・子ども用エプロン・スプーン・おしぼり・歯ブラシ
- 詳細 ふれあいセンター⑤2000

### フッ素塗布

- 虫歯予防のため定期的(6か月ごと)にフッ素塗布を受けましょう。
- とき 4月10日(水) 受付午前9時30分～10時
- ところ ふれあいセンター
- 対象 満1歳6か月～6歳
- 料金 無料
- 持ち物 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本

- ※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います
- 詳細・申込 4月9日(火)までに、ふれあいセンター⑤2000へ

## 教育文化



### 社交ダンスサークル「笑顔」会員募集

- 初心者の方もベテランの方も老若男女問わず大歓迎です。一緒に社交ダンスを楽しんで「笑顔」になりませんか。初心者にもダンス教師が親切・丁寧に指導します。
- とき 毎月第1日曜日 午後1時30分～4時
- ところ 公民館4階 大会議室
- 月会費 1,000円(別途入会金1,000円)
- 持ち物 ダンスシューズまたはスニーカー
- ※運動できる服装でお越しください
- 詳細・申込 社交ダンスサ

## スポーツ



### 砂川市テニソン協会 会員募集

- 1クル「笑顔」福永090-5956・8869または大槻080-1876-2551へ
- 砂川市テニソン協会では、会員を募集しています。みんなで楽しく活動していますので、ぜひ見学や体験にお越しください。
- とき 毎週月～土曜日
- ところ 総合体育館ほか
- ※時間や場所などはお問い合わせください
- 対象 19歳以上
- 詳細・申込 砂川市テニソン協会 斎藤⑥6372へ

## 水道の開始・中止は必ず届け出を!

水道の使用開始・中止または廃止するときは、4～5日前までにご連絡ください。無届けで使用をやめた場合は、引き続き料金が掛かります。市内で転居した場合は、旧住所と新住所の料金は別々に請求します。



【お問い合わせ】

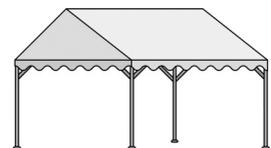
中空知広域水道企業団⑤3831

## 集会用テント等物品使用申請の受付方法を変更します

市では、市内で開催するイベントや町内会の行事などに対して集会用テント等物品の貸し出しを行っています。

これまで先着順で受け付けを行っていましたが、4月よりイベント開催月の2か月前までに申請していただき、貸し出し希望数が重複していなければ受け付けます。2か月前までの申請で他団体との重複を確認した際には、希望数に応じて按分した貸し出し数をご連絡いたします。貸し出しを希望される団体や町内会、企業の皆さんは、お早めに申請いただきますようお願いいたします。(例：7月開催のイベントなら5月末まで申請)

なお、緑と花の祭典およびラブ・リバー砂川夏まつりについては、全市のイベントとなるため、イベント開催日およびその前後の集会用テント等物品の貸し出しはできませんので、ご了承ください。



【詳細・申込】商工観光係⑤2121へ

## ふれあいセンター サークル会員募集

ふれあいセンターの各サークルでは、会員を募集しています。入会を希望される方は、各サークルの代表者を紹介しますのでご連絡ください。また、新たにサークルとして施設の利用を考えている方もお問い合わせください。

- 内 容 太極拳、健美操、社交ダンス、  
フォークダンス、カラオケ、大正琴、  
陶芸、七宝焼、木工、組木、手芸、  
麻雀、料理
- 対 象 おおむね 60 歳以上の市民
- ※ ふれあいセンターの利用には、入館料 1 人 100 円が必要です
- ◆詳 細 ふれあいセンター☎2000

## 野菜づくりセミナー

- 健康を考える会では、野菜づくりセミナーを開催します。無農薬・無化学肥料の家庭菜園について学んでみませんか。
- とき 4月13日(土) 午後1時30分～3時30分
- ところ 地域交流センター ゆう 大研修室

催し



- 演題 作ってみよう！健康な野菜！！
- 講師 (二社) MOA自然農法文化事業団 MOA自然農法普及員 岩谷貢氏
- 参加料 500円
- ※ 希望する方には、別途1回200円で土壌のpH測定を行いますので、乾燥させた一握り分の土(表面)を持参ください
- 詳細・申込 4月8日(月)までに、健康を考える会 渡邊 ☎3357へ

## みんなの国民年金！

### ●平成31年4月から産前産後期間の国民年金免除制度が始まります

国民年金第1号被保険者の方が出産した場合、産前産後の一定期間保険料が免除されます。この期間は、保険料を納付したもものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

#### ◆免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)を対象として国民年金保険料が免除となります。また、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月の保険料が免除されます。

※ 妊娠85日(4か月)以上の早産・死産・流産された方を含みます

#### ◆対象者

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方

#### ◆届出時期

出産予定日の6か月前 ※ 届出は制度開始後の平成31年4月からです

#### ◆届出先

戸籍年金係②番窓口

#### ◆必要書類

- ・年金手帳もしくは基礎年金番号の分かる書類またはマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード、通知カードなど)
- ・母子健康手帳など(出産前に届出をする場合)

※ 出産後に届出をする場合、出産日は市で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要となります



【お問い合わせ】戸籍年金係☎2121または年金事務所☎9002